## 〇総務省告示第百九十一号

件 係 第 特 基 る 兀 づ 例 東 事 き、 百  $\mathcal{O}$ 及 日 務 八 てバ 本 部 + 指 処 住 大 を 理 八 定 所 震 号 市 移 災 次  $\mathcal{O}$ に 特  $\mathcal{O}$ 町 転 東 ょ 村 者 お 例 う 及 日 か に け に び 本 5 係 る 改 住 大 避 る 原 正 所 震 難 措 子 災 L 移 住 力 置 発 転 12 民 12 者 電 同 関 お に 条 に 関 す け 所 第 係 る す る  $\mathcal{O}$  $\equiv$ る る 事 原 法 措 項 故 子 特 律  $\mathcal{O}$ 置 力 定 12 規 に 発 ょ 平  $\mathcal{O}$ 関 定 事 成 る 雷 12 す 務 災 所 基 る + 害  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\equiv$ づ 事 届 法 12 き、 律 故 出 年 対 第 に 処 が 法 告 す Ŧi. ょ あ 律 示 る 第 る 条 0 す 第 災 た た 九 る。 害 + 8  $\mathcal{O}$ <del>---</del> で 項 12 八  $\mathcal{O}$ 対 号  $\mathcal{O}$ 避 規 処 平 難 す 定 第 成 住 12 民 る 五. + ょ た 条 12 三 る  $\Diamond$ 第 係 届  $\mathcal{O}$ 年 る <del>---</del> 出 澼 事 総 項 務 難 務 が  $\mathcal{O}$ 住 省 あ 規 処 告 定 理 民 0 た に 12 示  $\mathcal{O}$ 

令和元年十月一日

総務大臣 高市 早苗

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分 を れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る

規

定

 $\mathcal{O}$ 

傍

線

を

付

L

た

部

分

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

に

改

8

る。

備考 表中の [ ]の記載は注記である。

飯舘村	葛川浪双大富楢広川島 尾内江葉熊岡葉野俣県 村村町町町町町町町町			名称 届出を 町村の		南 田 村わき市 市 市		称 指 屈 田 を し た				
[略]			号)	成二十四年法律第六十五	子ども・子育て支援法(平	法律又は政令	田	号) 成二十四年法律第六十五 子ども・子育て支援法(平	[略]	法律又は政令	卸	改
[略]		れている事務 おこれの規定により市町村が処理することとさ	第四十二条、第四十三条、第五十四条及び附則	第二十九条、第三十条の五、第三十条の十一、	子ども・子育て支援法第二十条、第二十七条、上略」	事務	届出に係る事務の範囲	<ul><li>おごりでは、</li><li>おごりでは、</li><li>おごりでは、</li><li>おごりでは、</li><li>おごりでは、</li><li>おごりでは、</li><li>おごりでは、</li><li>おごりでは、</li><li>おごりでは、</li><li>おごりでは、</li><li>おごりでは、</li><li>おごりでは、</li><li>おごりでは、</li><li>おごりでは、</li><li>おごりでは、</li><li>おごりでは、</li><li>おごりでは、</li><li>おごりでは、</li><li>おごりでは、</li><li>おごりでは、</li><li>おごりでは、</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれでいる事務</li><li>おこれではいる事務</li><li>おこれではいる事務</li><li>おこれではいる事務</li><li>おこれではいる事務</li><li>おこれではいる事務</li><li>おこれではいる事務</li><li>おこれではいる事務</li><li>おこれではいる事務</li><li>おこれではいる事務</li><li>おこれではいる事務</li><li>おこれではいる事務</li><li>おこれではいる事務</li><li>おこれではいる事務</li><li>おこれではいる事務</li><li>おこれではいる事務</li><li>おこれではいる事務</li><li>おこれではいる事務</li><li>おこれではいる事務</li><li>おこれではいる事務</li><li>おこれではいる事務</li><li>おこれではいる事務</li><li>おこれではいる事務</li><li>おこれではいる事務</li><li>おこれではいる事務</li><li>おこれではいる事務</li><li>おこれではいる事務</li><li>おこれではいる事務</li><li>おこれではいるではいる事務</li><li>おこれではいるではいるではいる事務</li><li>おこれではいる事務</li><li>おこれではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいる</li></ul>	[略]	事務	届出に係る事務の範囲	正後
飯舘村	葛川 浪 双尾内江 葉村 村 町 町	大熊町町	楢葉町	広野町	川俣町	名打称;	指定町村のた	南 田 村 市 市 市	福島県	称 扩 万 0 4	りし	
[厄斗]			号)	成二十四年法律第六十五	子ども・子育て支援法(平	法律又は政令	届出に係る事務の範囲	号) 成二十四年法律第六十五 子ども・子育て支援法(平	[同上]	法律又は政令	届出に係る事務の範囲	改正前
[恒4]		することとされている事務	四条及び附則第六条の規定により市町村が処理	第二十九条、第四十二条、第四十三条、第五十	子ども・子育て支援法第二十条、第二十七条、[同上]	事務		することとされている事務することとされている事務に十九条、第四十二条、第四十三条、第五十字とも・子育て支援法第二十条、第二十七条、	[同上]	事務		

附

則

この告示は、公布の日から施行する。